

陸上勤務に専従する義務はなし！ 未払い賃金および損害賠償支払いを命令！

「地位確認等請求事件」堂ヶ島マリン(株)に勝訴！！

静岡地裁沼津支部、会社の不法行為を認定！！

-判決内容-

- ▼組合員が、陸上勤務に専従する労働契約上の義務はないことを確認する
- ▼会社は、組合員に対し、未払い賃金（乗務手当）を令和2年8月分から退職の日まで毎月支払え
- ▼会社は、組合員に対し、損害賠償金を支払え
また、再雇用者に対する脱退勧奨は支配介入に該当すると判断した

今後、組合は可及的速やかに団体交渉を開催し、同裁判所の判決を踏まえ組合員の海上復帰に向け、引き続き全力で取り組んでいく。

-これまでの経緯-

本件の始まりは、令和2年、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大により緊急事態宣言が発令されている状況下、堂ヶ島マリン(株)より地元自治体からの観光業営業自粛要請による経営環境悪化を理由に、遊覧船事業を長期間休止せざるを得ないとして、事業休止に関する協議申し入れを受けた。

労働債権の確認など協議の結果、事業再開の際には組合と協議することを前提とし、令和2年5月末付で組合員13名全員の雇用契約を解除した。

ところが会社は、退職した組合員のうち6名を組合に連絡することなく呼び出し、再採用を打診し、組合を脱退するよう強要した。更に組合員であることを表明した船員に対しては、陸上勤務への配置転換により労働諸条件の引き下げを行うなど支配介入を繰り返したうえ、令和2年7月より運航を再開した。また会社は、組合からの団体交渉開催の求めに対し、新型コロナウイルスや業務などを理由に交渉開催に応じようとせず、事業を再開する際の労使確認を一方的に反故にするなど不誠実な対応を続けるとともに、組合員に対し嫌がらせともいえる悪質な行為を行ってきた。

これら会社の極めて許し難い行為に組合は、抗議行動を実施するとともに組合員の海上復帰および待遇改善に向け団体交渉開催を求めたものの、代表取締役社長は出席することなく社外代理人が交渉の席に着くなど、会社は極めて不誠実な対応を継続した。

■会社の不法行為を「地位確認等請求事件」で提訴する -裁判所への申し立て-

このような状況を踏まえ組合は、組合員の海上勤務者としての地位保全を最優先と考え、令和3年4月15日付で静岡地方裁判所沼津支部へ提訴した。

令和3年7月7日の第1回期日を皮切りに、令和5年2月22日の第12回期日の結審まで、1年半以上にわたり組合員を海上職へ職場復帰させることを第一義に、組合員へ対する脱退勧奨・退職勧奨など、会社の数々の不当労働行為を訴え続けた。

■会社主張を退け、不法行為を認定

その結果、令和5年5月31日、静岡地方裁判所沼津支部において判決が言い渡され、裁判所は、会社から組合員を排除することを目的に陸上勤務へ配転させたとして、会社の職種変更命令

は配転命令権を濫用したものであり違法であり無効であること、それにより船長として組合員に支払われるべき手当の請求には理由があること、会社が組合員を再雇用された船員らの中でただ一人望まない業務に就かせたことで、相当な精神的苦痛を被ったことなど、会社の不法行為を認定した。

「海員だより」